

# 温故

第二十二号

須佐郷土史研究会

Version 10

温故二十二号をお届けします。

初刊より主として須佐地区の郷土に関する史実を掲載しましたが、今回は萩城を中心に町内の史実について、弘化二年（一八四五）益田の当職であつた益田二郎左衛門致和が写した文書を解読しました。題名は「萬代江鑑抜書」（万世に渡る入江のかがみ）並びに萩古実集を解読、校正を進めましたが、原本の誤字を加えて誤判読の箇所があると思いますので各位で訂正をいただければ幸いです。

先号二十一号についても誤字がありご迷惑をおかけ致しました。未だ力不足でありますのでご許容額います。

本号により萩築城の過程、政略、町の構成、地区の字名の  
（いわれ）謂

等について説明する事が出来ました。

萩は只今、まちじゆう博物館構想を推進しております。少しでも参考になればと切望します。

尚、原本中割愛した箇所がありますが、ご了承得たく存じます。発行にあたり、判読にご協力いただきました須佐古文書を読む会の皆様には格別のご協力を賜り、ご労苦に対し深く感謝を申し上げます。

二〇〇九年三月

須佐郷土史研究会

## 凡 令

漢字は可能な限り原文を記載する。但し、異体や古体字・

ワープロにない字は現行の字に改め、あきらかな誤字は釈  
文例において訂正した。

読み方の順序を示すため返り点をつけた。(注)

こさたあるべくそうろうつ  
可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>候

注 ホームページの復刻版では返り点を削除した。

判読不能字については とした。

表紙は益田家所蔵の萩城下町絵図（江戸時代後期）を  
利用させていただいた。

## 参考文献

用字用語古文書の読み方（柏書房）

实例古文書判読入門（名著出版）

实例古文書判読演習（名著出版）

山口県文化史年表

## 資料提供

萬代江鑑抜書（萩市大字須佐 伊藤清久氏）

【1頁】

萬代江鑑拔書【2・3頁】

萬代江鑑拔書

- 一 廣嶋御時代分限帳拔書 (広島)

- 一 八ヶ國之時藝州二而屋鋪数人数付並石附 (芸) (敷)

- 一 備後三原ヨリ藝州吉田通廣嶋江之道之記書掛 (芸)

- 一 長州阿武郡萩指月山城御修築一件

- 一 御城櫓数

- 一 御兩國之高其外道程附

- 一 萩古實集

【4・5頁】

- 一 八箇國之時藝州二而 (芸)

- 一 屋敷数四万式百拾式ヶ所

- 一 男女合式拾貳万千七百六人

内

男 拾壹万九百八拾九人

女 拾壹万式千七百拾参人

- 一 百拾七万五千拾九石四斗六升

内

拾八萬石余 毛利秀元

拾壹萬五千石 吉川廣家

【注】

式拾貳万千七百六人〃男女内訳の合計と合わない。  
百拾七万五千拾九石四斗六升〃内数合計と合わない。

【6・7頁】

三萬石 寺社

五萬石余 諸配

残参拾五萬拾九石四斗六升

【8・9頁】

備前マ三原マ分マ藝州マ吉田マ通マ 廣嶋江之道之記 (備後) (芸) (徳前) (広島) (えの)

一 明和元年申之年春 若殿様為御小姓江戸被召登七ヶ年 (一七六四) (めしのぼられ)

江戸定詰被仰付 当寅十月二日休息御免江戸出立 (おおせつけられ)

山田利源太同道二而東海道罷下從 大阪船中二而 (こ) (より) (こ)

備後之三原分上陸 当年六月元就公式百五拾廻 (マ) (マ)

御忌 御年廻二付藝州吉田郡山 御廟へ拜禮之書 (いみ) (書)

於 江戸相届置吉田へ立寄候也 (おいて)

【注】 若殿様〓毛利重就四男治親のこと。宝曆四年(1754)六月十五日生れ。

明和元年で才、明和庚寅七年(1770)当時は十六才であった。

備前三原〓備後三原の誤り。備前は岡山県。備後は広島県。

「寅十月二日休息御免江戸出立」〓「丑十月二日休息御免江戸出立」の誤記。

「元就公式百五拾廻御忌」〓「元就公式百廻御忌」の誤記。

《解説》毛利元就没年は元龜二(1571)年故、明和七(1770)年は式百回忌に当たる。「毛利十一代史」第七冊511頁(明和七年六月)の項に「七日ヨリ十四日ニ至ル春洞公ニ百年祭洞春寺ニ於テ修營セラル」とある。

一 同七寅七月廿一日 備後之三原へ曉頃着船本市へ出 (七寅)

米山寺田中山道を行也小坂ヲ上ル仁王門アリ二丁

程行右山寄二閣魔堂 釈迦堂 御位牌堂アリ (いはい)

【注】 米山寺〓三原市沼田東町にあり、小早川隆景の墓がある

### 【1011頁】

頼朝頼家実朝足利十三代之位牌実平左平木像有之也

堂之内ニ玉牆有之内ニ小早川家之 (垣)

石塔数式拾有之 前二十ウ 後二十ウ有之土肥実平分 (より)

隆景公之御墓有之 向米山寺二有之隆景公木像

練佐節之道具 是茲(こゝ)光院様より御寄贈之由 光明皇后御筆経文

隆景公之御書隆景公之御画像掛物冠御装束之

影也上ニ仏通寺住持之讚有之と賛ニ云

4 行目割り注部修正色指示不可。色は明るい緑

尾木

【注】 慈光院様〓吉川元春の夫人の諡号。

仏通寺〓三原市にある応永4年小早川春平の創建、雪舟ゆかりの寺。

長州阿武郡萩指月山城御修築一件

覚

一 上野殿へ先ニ参り候而繪図御目ニ縣候處委く御覽候而(か)(け)(く)(わ)(し)

御国並方角御国双杯之事態々御尋候而大切處(ふた)(わ)(き)(ぬ)

之儀被入御念御尋之事

【注】 上野殿〓家康側近本多正純上野介。

一 幸峰能古登免二角二御座候事者不成かと御尋候条(の)(こ)(と)(な)(ら)(ぎ)

其分と申候事

【注】 幸峰〓。高峰または鴻峰と書き山口市宇野令にあり大内義長が築城するも未完成。

一 桑山之義切所無之与聞候条いか可有之かと被仰候事(せ)(し)(よ)(と)(こ)(れ)(あ)(る)(べ)(き)

【注】 桑山〓防府市仁井令の高さ107mの独立丘陵、塔の古墳あり。  
◇切所〓要害の地。

一指月之義御尋候条様子申候得者所柄可然と被仰出候(ほ)

左候条山口より之道入諸口難處モ取候由申候事

一指月山引込過堂る所与申候得者夫ハ不苦義二候所柄(た)(と)(ほ)

さへ能候得者と被仰候免角佐州へ申候得佐渡殿御意(ほ)

見御差図に任せ候得患敷事者有之間鋪候御陳所

何角と人の支ル之佐州我等如意居候条心安く存候(か)

得と被仰候事

【注】 佐州〓康側近本多正信佐渡守、正純の父。

一 右之分二而佐州へ人越御副候而兩人参候事(を)(を)(と)

一 佐州も懇二繪図御覽候而桑山幸峰指月之銘々(ね)(ん)(ご)

御尋候而左候而国双境目川の流れ杯浅み深み懇(ね)(ん)(ご)に

御尋に左候而桑山ハ近辺深田ニ而宇海者足入近道に

大海共有之哉鉄砲懸りし山ハ無之哉杯御尋有体越(か)(か)(を)

申候得者夫ハ当時之御分際ニ而者不成山ニ候只指月(ては)

可然山ニ候左候而各 妻子以下二者指月ニ置せ内々者(てはおのおの)

山口ニ而人饗應 杯(きようおう)(なご)を被成ても可然と被仰候事

一 上下能境目に者誰越置(を)せられ候かと御尋ニ付宰相吉(を)

川此分与申候得者一段可然候国の内に足越踏れぬ(と)

様二者不成もの二候左候得者指月と三ツ金輪ニ

御城有之事ニ候得者一段尤 之由被仰候事(も)

一 其後色々御物語ニ候而免二角ニ御居城者所柄の可然

か能もの二候弥 其合資尤 之事与被仰候(も)

一 左候而五六日間御座候而被露申候得者一段御気分よく(を)

【注】 三ツ金輪 = 三人向かい合つて座ること。鼎座。

合資 = 資本を出し合つ。「合点」の誤記か。

【18・19頁】

心安に存候へと被仰候事

一 堀越茂助殿へ参り候得者色々物語ニ候 御前御仕合よき(は)

様佐州被仰候様ニ被申候而 御城所之義被相尋候而

銘々濃(こ)やかに申候得者 只々切處能所が可勝存候 我等(た)

不存候得共各被申こと承り候得者土方之衆城取易ニ

杯とて大成巧み越被仕首尾不收内ニ悪事出来候而(を)

悉身上之大事ニ相成候間少し向之悪き位者御堪忍候而

大切處能處小勢ニ而御持候様御覚悟可然との物語

にて候事

一 城職へ堅和丹両人共振廻ニ而参り候 其座敷にて御城

【注】 土方 = 上方の誤記か。

【20・21頁】

之義被尋候 段々と申候得者指月夫程之能處(た)に有ながら

別處ニ何かと被仰候者不可然候甲州杯ニ而已前ニ(た)

存候免角ニ相窮 堂る時は小勢ニ而持候切處(た)

二而能處(た)ならでは不成もの二候第一藤七様江戸ニ(た)

御座候御身上二候間自余之大名二者むりか與相替り

たる御分別二候與被申候事

一 上様只今二而も御煩(わづらい) と申候得者世上六色々ニ可申候左候時分

**荒尾**之首尾不仕御座候而者中々可然義二候第一

**荒山**も城に取候義杯者 人之さげすみ大事の

もの二候 夫二而其国越見(を)こなし申物二候 殊二桑山

【注】 藤七様〓 藤七郎・毛利秀就

【22・23頁】

近辺の切處(処)不可然候事

一 世上何堂(た)る事出来候共 夜懸けに御国へ乱入候事者有

間敷候物沙汰可有之候間其時指月へ御引籠(こもり) 候而

何方(より)何堂(た)る義申候共又境目何方へ被仰談候衆も

宗瑞事者世上用捨仕候其故は一度手古り越致(を)し候

藤七郎江戸ニ置申候間何方へも心底(しよさい)如才可存我等

二者御免候而可被下由被仰候而引く春み御座候而

可然候 左候時は場中之**荒城**而成もの二而候哉

弓矢疎義事(うとし)を人の存候事二候条 能々御分別処ニて候与

被申候事

【注】 宗瑞事〓 輝元公。

如才〓ておち、てぬかり。

【24・25頁】

一 左候而御城いかにも手細く被成 吉川宰相・福原・佐世・榎本

敵(てき)二成候共 村捻(ひねり)させられ御一身御助り候而 世上の形越(を)

御聞候御分別肝要候事

一 常二者山口ニ御座候而小姓衆杯斗り番相ニして被置

金銀も何も角も指月ニ被為置山口こと者我等杯が江戸ニ

罷り居候住居(せ)さ勢られ候而可然と被申候事

【注】 番ニ指月城の番。

一 不入御普請杯こと者被閣御家来衆有附何角ニ出来候様ニ

被為持候義肝要之事二者左候而御家中かた満る者越

能わけ一組能候はば城も構にも増可申と而被笑申候事

右之外多人承り候処柄 是は城泉州被申候処者堅大も

【注】 者ニという次第だ。

【26・27頁】

承られ候城泉州ニ被申処者佐州被仰趣大形似堂る

節多く御座候事

正月廿八日

国隼国司隼人

在判

福越福原越後

在判

但此時福原越前守なり

右者慶長九年正月福原越後・国司隼人を以本多

御父子迄御城地之義被仰越 彼方御答覚書アリ

尊書之通奉得其旨候仍御国之繪図並御居城之義

御書付を以被仰上候 則達上聞候処 御尤之由御意ニ候

委細之事は福原越前守殿一々可被致言上候条 不能

【28・29頁】

審候 將軍様近々御上洛之儀候間 其節自然見

可申上候 尚於御国許寛々御仕置被仰付候 何も期

来音候 恐惶謹言

二月三日

本多上野介正純判

福原越前守殿

御両国之繪図被遣趣令被露候 中略 然者於御国

出来之皮衣十裁付十分進上被成候 中略 是等之趣可然

様ニ御被露断仰候 恐々謹言

二月六日

本多佐渡守正信判

右猶々書ニ猶々以藤七郎様去年より弥御成人

【30・31頁】



御(難)ひ名之殿御座候 又御目ニ懸り申度候 己上

謹注筮 輝元公ハギニ可取立申吉凶之占

遇臨

之比

象四云云象曰云

慶長九年甲辰吉辰前南禅前学校閑

室叟拜之襲卜筮本命亥歳某欲居

於萩城始終吉凶之占遇損梅花心易

云云

慶長九年甲辰三月十三日筠溪翁書

【注】 これは、福原や吉川氏が萩築城について幕府に意向打診した時、毛利輝元が洞春寺の住持筠溪に卜筮を立てさせた結果、「吉」と出た知らせ状

【32・33頁】

一 御城山之名指月山と与云 是ハ碧岩とニ云 又温盤と經とニ云修多羅教カ故

若指月山此字を用る也 萩之諺とニ云指月多羅

地と与云也 南修多羅山永福寺有之 御城地往昔北条

上野前司直元居城 其後吉見正頼出城と与云

【注】 碧岩＝碧巖録（仏書）のこと。  
温盤經＝涅槃經の誤記。  
北条上野前司直元＝鎌倉時代の長門探題

一 慶長九甲辰春御城地之書江戸御伺被成候処 萩指月山

可然(ト)由被仰出候付四月朔日 輝元公(ト)從山口景米萩

被遊御城常念寺二四五日御滞留萩地形被成御順見

狩野太郎左衛門へ繪図被仰付山口へ被遊御帰及 上覽御城(ト)

取之御慮(ト)有之繩張者吉川如兼様・益田牛庵へ被仰付

南之御門牛庵 東之御門如兼様 二而六月朔日御繩張(ト)

【34・35頁】

始候 御普請奉行三隅内左衛門・佐波善左衛門へ被仰付其後二

佐竹三郎右衛門・井上五郎右衛門をも被差出候 同年十一月廿八

日 御普請至極御半途ニ而 宗瑞様御对面所御式台斗り

ニて 御広間御造作不相調候得共 從山口萩へ被遊御入

城先づ御規式被為濟候(セ) 翌巳ノ年御城(セ)

東之御門へ入 御船入之南之喰違 石垣迄北之浜道之(ト)

石垣等相調候 其後式三年を経 御城御普請成就(と)与  
相聞候

### 御城櫓数

要害之分

大矢倉共 小矢倉共

一 櫓四つ 二階櫓二つ 御門二ヶ所 大将矢倉 角矢倉

### 【367頁】

十間矢倉共 八間櫓共

一 二階矢倉 二階蔵 西矢倉 御門矢倉 ウツミ門 不明門共云(い)

一 矢蔵十一御門五ツ内式ヶ所矢倉門 山中矢倉 小矢倉 三戸 地

セイロヲ入ル

御馬屋の内

矢倉 荒川矢倉 青受矢倉 草矢倉 瀬戸崎矢倉 北之門

時打矢倉

塩多門 カムキ門 東門 南門矢倉 岡崎門

一 要害山之高さ直ニ(レ)七十間余山形ニ(レ)麓ヨリ峯迄百

三十間道九曲折ニ(レ)二百十八間

一 天守五重東西十一間南北九間高さ八間余組台石垣

高さ六間

一 同曲輪堀廣サ廿間深さ七八間組處ニ寄廿間(延)或者(ある)

十五六間

### 【368頁】

一 堀下石垣高さ三間組二ノ曲輪共二同前

一 本丸回数東西廿四間南北廿間(二七)

一 二ノ丸回数東西十九間南北廿間(二七)

一 天守曲輪の内東西百十間南北八十間

一 二ノ曲輪之内東西百五十間余南北五拾八間余

一 二ノ曲輪堀広サ十六間深さ七八尺

一 井戸数三十二天守郭二八ツ二ノ郭二廿四(二十四)

一 二ノ曲輪之内宮崎八幡宮満願寺東之方ニ有之御夷社(二七)

洞春寺妙玖寺西之方ニ有之(二七)

一 三ノ丸大土手(より) 西之海際迄九丁南北六丁

【40・41頁】

但大手直二(一七) 三間山形二(一七) 八間

以上

一 御城御門(一八) 玉江観音山江七丁半

一 同(一九) 鶴江之段江十二丁半

一 同(二〇) 小畑 山江式十丁半

一 同(二一) 櫻江山江十三丁

一 濱崎海際(二二) 南明寺山之麓迄平地之間四十丁半

一 上野山麓(二三) 深野町海際迄三拾六丁

以上

萩鉄砲札

【42・43頁】

小畑猪熊埵(二四) 松本口埵 川上椿之瀬 大屋口 倅坂(二五) 山田口

三見埵 小原口 青長谷(二六)

以上

一 長門東西廿九里(二七)

但石州境(二八) 阿武郡野坂迄豊浦郡赤馬関迄

一 同南北十五里

但阿武郡萩(二九) 厚狭郡末本山迄

一 周防東西廿四里半(三〇)

但吉敷郡嘉川村之内割小松(三一) 玖珂郡小瀬川芸州

境迄

【44・45頁】

一 同南北式拾式里半

但佐波郡佐波河内(三二) 同郡三田尻迄

防長合而(三三) 東西參拾六里

但長州豊浦郡赤馬関(三四) 防州玖珂郡小瀬川迄

同南北拾式里

但阿武郡萩(三五) 防州三田尻迄

一 防長(三六) 他国江之出口

長州阿武郡佛坂

石州津和野之方江出る

同野坂 同断

同豊浦郡赤馬関 豊前小倉之方江出る

一 防長国中道筋馬継 小瀬川より赤馬関迄馬次廿五駅

関戸御庄 柱野 本郷 高森 今市 呼坂

久保市 花岡 久米 遠石 野上 富田 福川

富海 浮野 防府 小郡 山中 船木 厚狭市

吉田 小月 長府 赤馬関

萩(より) 亀尾川迄十壱駅

福井 生雲 地福 佐波 河内 鹿野 金峯

須々磨 廣瀬 在郷 秋懸 三為川

同所(より) 佛坂迄八駅

【46・47頁】

周防球我郡亀尾川口(玖珂)

芸州へ出る

同小瀬川

同断

一 萩より諸所江之里数

芸州境小瀬川江廿九里(二十九)

同亀尾川江廿九里廿五丁(二十五)

石州境野坂江 拾里十九丁

同佛坂江拾壱里廿八丁(二十八)

大坂江陸百参拾貳里

京江海陸百二拾五里

江戸江同貳百五拾七里

長崎江七拾七里

長府江拾七里

清末江拾五里半

赤馬関江拾九里

徳山江拾七里

岩国江貳拾七里

山口江七里

【50・51頁】

大井 奈古 木與 宇田 惣郷 須佐 江崎 小川

同所(より) 野坂迄四駅

福井 生雲 地福 徳佐

野坂(より) 小郡江七駅

徳佐 地福 渡川 篠目 山口 黒川 小郡

萩(より) 赤馬関江北海道七駅

三見 三隅 深川 俵山 西市 田辺 小月

【48・49頁】

三田尻江拾貳里

同中海道六駅

明木 繪堂 秋吉 河原 四郎ヶ原 吉田 小月

一 防長両国大廻り海上里数

【521・533頁】

石州境多々良崎(より) 与州津和境迄 九拾六里

内

五拾八里半 長門多々良崎(より) 防長境鍋島迄

三拾七里半 周防鍋島(より) 津和境迄

以上

御両国郡数郷村湊浦嶋古城跡之事

一 周防国六郡

玖珂郡 大嶋郡 熊毛郡 都野郡 佐波郡 吉敷郡

一 長門国六郡

阿武郡 大津郡 見嶋郡 美祢郡 厚狭郡 豊浦郡

【544・556頁】

周防玖珂郡

大原村 宇佐(村) 深川村 廣瀬(村) 河上村 根笠村

根緒山(全) 府ノ谷(鹿) 彼野 矢地 戸田邑 湯野

長穂村 四熊村(しくま) 小島下 畑筋北 河上 徳山領 川曲 中野 大道理 須々广(すずま)

佐波郡

大向賀野 上徳地 中徳地 下徳地 富海(む) 牟礼 佐波令

仁井令 植松 三多尻(田) 向嶋 右田 真尾 奈之介 湯屋

岸見村 切畑村 高井村 大崎村 田嶋

良城郡

【56・57頁】

仁保 宮ノ庄 宇の令 朝倉 吉敷庄 朝田(村) 湯白

黒川 恒島 吉田 屋向 大海 銭畑村 秋穂村

平野 平井 陶村

賀川邑 小郡 小松庄

長州阿武郡

生雲

德佐村 地福邑 生雲邑 鉛山 木部邑 高佐邑

賀年村 小川邑 田万郷(主) 須佐邑 宇田邑 奈古邑

福井村 弥富村 福田邑 大井邑 宇生賀邑 椿口

川嶋 三見郷

大津郡

三隅庄 瀬戸崎 青海嶋 深川庄 日置村 新別名

【58・59頁】

津黄邑(おひ) 久留山 蔵小田 郷津□ 俵山 真木邑(村) 渋木村(しづ)

伊上邑(村) 河原邑(村)

見嶋郡

美祢郡

長田邑(村) 綾木邑(あやもぎ) 真名邑(村) 伊佐邑 厚保 大嶺 麦小野(むぎのおの)

岩永下 秋吉邑(村) 於福郷 青景邑(村) 大田下 長登銅山

赤郷

厚狭郡

船木邑(村) 万倉邑(村) 四ヶ小野 宇津木村 藤河内 山中邑(村)

車地村 吉見邑(村) 木田邑(村) 今富村 棚井村 末信

【60・61頁】

河上村 宇部邑(村) 中山郷 藤曲 小串村 際波邑(村) 須惠村

千崎 埴生庄(はぶ) 津布田村 肥田村 松屋村 宇津井邑(村)

吉田 高泊 有帆村 鴨庄 小字田 山井村末村

豊浦郡

栗野 阿川 滝部邑(村) 内新郷 浮石郷 神田郷 角嶋

李落子 八道邑(村) 城戸土野 宇賀村 稲見村 今出村 大河

内邑 本郷 麻生邑 川棚村 吉永邑(村) 黒井村 室津

吉母邑(村) 厚母邑(村) 正吉邑(村) 吉見邑(村) 中畑邑(村) 福郷邑(村) 安

岡邑(村) 富任邑(村) 有福邑(村) 伊济 秋根村 一宮庄 吉田邑(村)

熊野

蓋井邑<sup>(村)</sup> 山田府中 引寫 伊崎大坪邑<sup>(村)</sup> 幡野

【62・63頁】

武久 椋野 赤馬関 前田 府中 田藏 伊身村 赤田村

内日村 久野 猶崎 貴飯邑<sup>(村)</sup> 吉賀邑<sup>(村)</sup> 七見邑<sup>(村)</sup> 岡枝邑<sup>(村)</sup>

田部村 大野 保木 轡井邑<sup>(村)</sup> 小月邑<sup>(村)</sup> 清末邑<sup>(村)</sup> 河内邑<sup>(村)</sup>

山田邑<sup>(村)</sup> 景光邑<sup>(村)</sup> 宇野 神田

一 湊数之事

長州 拾四ヶ所

阿武郡 江崎<sup>船繁よし</sup> 今津<sup>北風</sup> 須佐 小畑<sup>"</sup> 鶴江<sup>"</sup> 大津郡

通い 瀬戸崎 向津具

豊浦郡 肥中 特牛 海老屋 伊崎 赤間ヶ関

厚狭郡 下津川尻

【64・65頁】

周防 拾九ヶ所

玖珂郡 今津

大嶋郡 三蒲<sup>北東風</sup> 森 田宇<sup>"</sup> 小泊<sup>"</sup> 地家室<sup>南風</sup>

冲家室<sup>東風</sup> 屋代<sup>北風</sup> 上ノ関

熊毛郡 室津<sup>北風</sup> 室積

都濃郡 笠戸<sup>東南風</sup> 下り松<sup>西東風</sup> 福川<sup>北風</sup>

四郎谷<sup>北西風</sup> 佐波郡 富海<sup>東風</sup> 三田尻<sup>北南風</sup>

吉敷郡 秋穂<sup>北西風</sup> 岐波<sup>西風</sup>

一 浦数之事

長門国 三拾式ヶ所

【注】田宇 〓 油宇の誤記。

【66・67頁】

阿武郡 江崎 須佐 宇田 喜与 奈古

大井 小畑 鶴江 玉江 三見

大津郡 白写<sup>(かた)</sup> 瀬戸崎 通い 黄波戸 黄波<sup>(おお)</sup>

川尻 向津具

豊浦郡 阿川 嶋戸 肥中 酒矢玉 湯玉

川棚 海老屋 吉見 伊崎

厚狭郡 性生 城戸 刈屋 妻崎 藤通

宇部

周防国貳拾八ヶ所

吉敷郡 白松 岐波田 阿智須 秋穂

【注】性生 壱 埴生か。

【688・696頁】

大海 下津令

佐波郡 向嶋 富海

都濃郡 富田 福川 野上 櫛ヶ浜 下松 熊毛郡

遠崎 由宇 室積 室津 伊保庄 大嶋郡

通津 屋代 阿下庄 小泊 油宇 森 西方

久賀 椋野 三蒲

一 人家有之嶋之事

長門国拾九ヶ所 周防国貳拾壹ヶ所

阿武郡

大嶋 四百七拾石三斗七升八合 尾嶋 拾四石六斗九升八合

家 七十九軒

家 八軒

【707・711頁】

相島 五拾九石三斗八升七合

家 貳十七軒

櫃嶋 五拾石四斗七升四合

家 十六軒

羽嶋 百五拾貳石三斗三合

家 四十八軒

青海嶋 八百廿六石四斗

家 四百十三軒

大嶋 三石貳斗貳升

家 四軒

豊浦郡

角島 六百八拾石余

家 百六十軒

六連嶋 三拾石余

家 三十五軒

蓋嶋 三拾石余

家 一八軒

小近嶋 四石余

家 四軒

引嶋 千石余

家 六十軒

周防佐波郡

向嶋 三百六十四石一斗三升四合

家 十九軒

野嶋 八拾九石四斗七升四合

家 廿八軒

大嶋 六百廿石貳升六合

家 六十八軒

竹島 貳石四斗余

家 貳軒



【注】 蓋嶋 〓 蓋井嶋か。 ◇大嶋 〓 大津嶋か。

【72・73頁】

すくも嶋 拾五石弍斗 笠戸嶋 百三十九石壹斗七升九合

家 十九軒 家 五十六軒

大嶋郡

立嶋 六石四斗壹升 沖宗室 八石七斗九升六合

家 三軒 家 十八軒

嘉嶋 三拾五石壹斗 前嶋 廿四石四斗四升七合

家 十八軒 家 十八軒

【74・75頁】

柱嶋 九十弍石五斗

家 百廿軒

情嶋 三石 笠佐嶋 七十七石四斗五升八合

家 弍軒 家 十七軒

一 長州阿武郡

古城跡之事

椿東分小畑村 松倉伊賀守

椿西分 大内侍岩本豊後守

山田村之内 玉江 平野山 壹ヶ所

三見村之内 本郷礪縁 大井邑之内 本郷三明戸

紫福邑之内 本郷土井寺迫福井下村之内

高嶋 五拾三石八斗五升四合 上ノ関 八百六拾八石六斗九升九合

家 廿軒 家 百七十壹軒

矢嶋 百五拾石三斗

家 三十六軒

玖珂郡

平部嶋 九百石 岩間嶋 弍百十弍石弍斗四升

家 七十八軒 家 八十七軒

手嶋 六十弍石 佐郷嶋 九十八石九斗三升四合

家 十五軒 家 十九軒

榎屋 同邑之内 宗源邑(村)

弥富邑城山(村) 吉見阿波出城

【76・77頁】

嘉年村城山 吉見家  
波多能内蔵之助滋信野

高佐上城下村式ヶ所 天野道頓居城

同所吉部村之内 堀田山 同邑茶磨山城能山とも云(村)

生雲村之内渡り川山 同邑向迫山(村)

同邑中河内山 同邑毘沙門山(村)

同邑上小川村平山 真尾彦四郎(村)

同邑本郷水車城 波多野紀伊守(村)

下田万村鰐坊要害山 高佐村友信城山

福田邑龜甲山 徳佐邑大將軍山(村)

徳佐村大久保山

【78・79頁】

以上式拾七ヶ所

一 同州豊浦郡

殿井村之内滝上城主

串崎城 同

秋根勝山 同

赤間関南郡山

神郷村河原

殿鋪邑長正寺山(村)

已上七ヶ所

一 大津郡

大口家

杉民部少輔元重

内藤彈正忠隆世

大田義長蔵江

同山

下邑肥中(村)

同邑下瀬(村) 殿鋪村之内

【80・81頁】

深川村城山

同山

下邑肥中(村)

城主日置若狭守義正

神田村河原

三隅村西河内

深川邑(村)向山

日置邑(村)城

下村肥中上之山

日置村下一圓(元)

以上七ヶ所

一 同州厚狭郡

柏井邑(村)霜降城

佐々木外威(元)

豊原新宮山

向津具邑(村)久

厚東越後守義武

【887・888頁】

吉部邑(村)荒滝城

厚狭村塚野原

同邑之内郡(村)

吉田邑(村)貞経

松屋邑(村)城山

右七ヶ所

右(七)周防判官成俊  
内藤隆春

冷泉判官隆豊

岡山出羽守

【889・897頁】

御城内御霊社之事

惣高 拾三万四千五拾九石九斗九升壹合

内 式千百五拾七石七升 寺社領

阿武郡 式万九千六百人拾五石七斗九升壹合

大津郡 壹万五千四百五拾石式斗四升四合

美祢 壹万九千五百七拾三石八斗九升壹合

厚狭 壹万式千三百四拾七石壹斗式升九合

一 御霊社前廉者城内春日社護摩堂(いらせられ)ニ被為入候御祭勸之義

いつ頃より始り候哉春日ニても控旧記等一向無之吉田表ニ而

も讚談有之候処不相分由 御城内御遷座(せん)宝曆拾貳

年壬戌九月十四日 重成公御代之大宮司中麻原

神主吉屋左京 右京每歳九月晦日より十月

朔日祭義ニ而舞楽被仰付候

【894・895頁】

輝元公 宝心靈社

元就公 神性靈社仰徳大明神

秀就公 魂帰靈社

一 鳥居之額字 於穆 儒者山根七郎左衛門華陽先生

【注】◇於穆 感嘆してほめるとききの言葉

◇山根七郎左衛門華陽 山根之清。七郎左衛門華陽と号す。三田尻の人 享

保四年明倫館に入り司典となる。宝暦九年明倫館学頭となる。享年七十五才著似華陽文集あり。

【888・889頁】

### 萩古實集

一 萩と云名昔阿武郡萩津浦と申 此名八山口屋形

天文之此 大内義隆之判物津浦ニ而 壺丁与有之 指月山

善福寺ニ而 此寺永亨年中翔天和尚草創也 御城山之

麓ニ有之小畑浦 永昌寺記ニ 指月山麓四本松

今浦与云處へ被召寄と云候 今浦も小畑へ引(より)今浦

与云候 伊勢国安の津も津と云類なり

【注】◇善福寺 山号指月山。臨濟宗。川島に在り、永亨年中創建。開山は翔天。慶

長九年に指月山の麓から川島に移設。(萩市史)。

一 御城山之名指月山之事前ニ出る

【909頁】

一 御打入之時明暮常念寺ニ輝元公被遊御滞留候故 彼寺

年始三日迄者佛前ニ而鳴物杯打候而勸を仕候儀致用捨

ニ今右之通と申事者此寺右之通切立之候故為御名代

大旦那、渡辺・赤川・粟屋・植・兼重五人御意を以被成御附

長永山与申号者五人之内渡辺飛驒法号を以山号ニ用

ゆる与云 常念寺左之寺者古萩児玉民部邸也

一 萩之地者以之外田舎ニ而 川下今の御城迄者竹木茂り堀内

濱崎迄者松原ニ而 阿武の松原与云者日本名所記ニ

知たる処也 依之此松原を大井邑村ニ御写せ被成 此地を小

萩と与云 扱萩の松原御城山との間 塩水両方へ通り中筋へ

【注】◇常念寺 山号長栄山不断院。浄土宗。下五間町に在り、天文元年(1532)

創建。開山は信譽。(萩市史)

◇児玉民部 寄組2243石、児玉氏(奥阿武・惣郷)カ。

【頁692】

砂を巻き上ケ 汐之引二者御城山へ歩行ニ而被参与云 此地者古き

萩八景 小得江とくの帰帆与而云伝へり 今之御蔵許有候處よ四

本松蓮池迄入江の由

一 御城石垣御手伝者御家中曆々江被仰付 入目出銀分限

相応ニ請切ニ被仰付 其節歩者足輕中へ出持被仰付候 依之

今以足輕者肩之上不被差免 御家来中小身 其外末々御すえ

普請役与而現人を日々差出し 然処ニ宝永年中完道玄蕃

當職之時 半知御馳走ニ付被差留候 其節一廉之処調

被

申衆者

其処ニ

大石ニ

其人々之姓名彫付有之

一 橋本川片河堀ニ立元和八年

【注】 洞春寺 山号正宗山。臨濟宗。指月城内に在り。京都の建仁寺の末寺。

慶長11年(1616)に萩に移設。元就の菩提寺。(萩市史)

妙玖寺 山号金城山。臨濟宗。指月城内に在り。初め玖珂郡通津で長徳寺と称す。慶長17年(1612)萩へ移設、元就夫人の菩提寺。

【頁694】

一 今之深野町者其頃迄只今御本丸之傍ニ有之由 深野与云町人

居住仕かまじり 候也 今之深野町者豊前之漁人朝鮮陣之節舸子役ニ

至り後此処まで帰り而住居仕り候内此者共を小畑江被成御引せ候

是を今浦与云 彼深野が地被召上候而右漁人町を深野町与云由

深野邸者御本丸之内ニ成御居間之御畳御初入国御間ニ相不申

二付深野が畳被成御敷候由 依之今以御初入国二者畳差上申

深野 が地之外ニ今之深野町与号し立置候由

一 萩之地者大内家之時 吉見氏之領地之由也 御城山ニ洞春寺 妙玖

寺御建立相成候事者彼兩寺之上吉見之廟処有之 此処に指月

山善福寺阿あり 今川嶋いに在 此古跡こに依よ而し兩寺りを被仰付候

【69.67頁】

由 洞春寺之長老積祐物語之内

一 芸州高田郡吉田郷正宗山洞春寺 菘す二而建候時者山口香

横寺を崩し其道具を以御建立之五重之塔者山口へ殘 六ヶ敷

故成べし 其証者大内義隆之木像位牌開山像を同前こ

有之門之二階二年久しく有候越取出し 壯嚴相成仁王之面を

此寺こ二有候越竜藏寺へ遣やス 是百濟國之細工こ与よ云

一元就公御木像者宝永之頃石州銀山長樂寺ち持参仕り候二付

御銀子等被下候 御木像洞春寺御安置御家頼中江え拜い二参詣仕候処

惣触有之 又宝永十弍年癸みの未ゆ 六月十四日吉田御廟之凶出来

拜被仰付候 明和七庚寅あ頭西殿御作事被仰付 三月七日御木像

【注】竜藏寺 山号白牛山。臨濟宗。中津江に在り。大同年中(806~810)の創

建と伝え、白牛伝説の寺。開山は行基と伝う。

【69.66頁】

御遷座被遊候

一金城山妙玖寺芸州二而洞春寺一所二有候由

一 伝法山安養院満願寺聖武帝てい之時 芸州吉田郷郡山建立顯

宗也 元就公之御時真言宗二被仰付中興こう覺秀時に天正五年

也 菘二而始之 寺院者今之長府邸也 以後御城内へ引候由 其子  
細者秀元公御邸替之時也

【注】満願寺 山号は伝法山安養院。真言宗。指月城内に在り。防長真言派の頭寺院。

一 三摩地藏芸州二而江開基之内 天和弍年大火之節類焼旧記不知

一 宮崎八幡宮 因幡守い廣元公 鎌倉鶴ヶ岡ち御現請二而 甲斐

國宮崎庄二移し 廣元公ち四代時親公建武年中芸州吉  
田御領地 後年元就公之時吉田郷へ御勸請 天和之類

【注】廣元公 四代時親公建武年中 大江氏 11代広元(因幡守)、12代毛利季光

13代 経光、14代 時親、25代元就、26代隆元、27代輝元、28代秀

就、29代綱広(1639~1689)(近世防長諸家系図)

【100・101頁】

焼旧記を失す

一 御台所御門外二俗二伝地祭と云而茅を植置候処有之是

誤也 年月者不知 大方綱広公御代成辺し 村田祖父次郎右工門大

目附役務し人なり 物語二放馬有之 此処之井へ落入

取揚候様難相成二付 其節井を埋候をなしを石之蓋をし

印二茅を植置 萬一二入用之時者蓋越取除候為之由物語也

御城内之井戸者御付出しを御内證不合之由

一 天和大火之時塩山御門焼失仕候を俗伝二有之 此時堅田安房

就好蟄居二候得とも 御城二火見へ候故 多人数召連濱手二人数

を固め扣居候由 綱広公遙二被成御覽 是者安房成べし与被成

【注】 堅田安房(1674~1743) 寄組。都濃郡湯野村6126石カ(近世

防長諸家系図)

【102・103頁】

御噂 御使被遣 候処 果して右之通也其年御参勤之上被召寄せ

与云嘶伝也

一 東之井形之内 西北之隅之下石二 從是南益田 与有之切付有之

住古石垣普請之時 益田・熊谷五郎太公事及大事別二記 月見

櫓与者敵之附を見ると也 本丸江到り堂る節二敵の附を見る与云者

落着不仕東南を請し櫓ゆへ月見与云成べし 西之方二有之矢

倉を塩見与云 敵の塩合を見与云 是も其段二者有るまし 西の方

塩見ゆる故二名成へし 御山二瀬戸崎櫓与云あ梨 其名越

呼成辺し

一 コクリが峠御門有之 此宮椿八幡縁記二有之 今萩府西二而高

【注】 ◇落着 Ⅱなつとくがいかない

◇コクリ Ⅱ高麗

【104・105頁】

麗濱有之 此字可然也 ムクリコクリ来りしと云 ムクリ者蒙古也

コクリ者高麗也

一 東南の御門見通し丹近年植松被仰付也 往古者 **宗瑞公**今(より)

**天樹院**御隱居所二而 門少し北の方二門前之道端 **御城**之際迄

南向二馬立供部屋 今東御門二有之通二而御隱居与南の御

門之供部屋也 御寺焼失後怠転也 是者御城風上ゆへ火用心之

為二玉江へ曳 天和火事已後明地二而被為置 殊二者玉江江御建

立之義御銀子入 且亦大公儀御位牌**洞春寺**江被入御届六かしく

是又子細有べし 此境内二**宗瑞公**之御灰塚有之 只今御

石塔有之処也 此寺の門流俗ニ云 伏見御時代之門与云誤也(りゆうぞく)

【106・107頁】

船木之住人大工弥左工門建也 此者此時之上手也玉江 **亦**引候(なり) (より)

寛延二年古跡へ建柱下也 石越唐石与云 誤也 **常念寺**も同前(あじ) (せ) (せ)

二而 是者木之カライシ与云物也 宝歴五亥年**天樹院**御再建 六(の) (と) (い)

月十八日御位牌御連座 安永三甲午年同寺大鐘鑄郡司1774

家

一 真如山妙悟寺 **慶安**九年 輝元公御建立趣者 吉見一件之処慶長の誤記

丹委敷出し 天明八戊申正月四日焼失自火寛政己未再建1799

一 南郡山養学院寺号**金殆寺** 元就公御時建立二世養泉(た)

御供仕御再興也此寺門西之方二竹林有之 **宗瑞公**御火葬

場也 此屋敷永見大藏御預り之時 住居大廻り恩を返し打直し(あずむ)

【注】◇慶安＝慶長の誤記。原文は「慶安」であるが、輝元公在世当時の事であるから「慶長」が正しい。因みに、慶安は四年まで。

【109頁】

与云 本寺**満願寺**与公事有之 明和三戊年養学院宗改二而 山伏(と) (せ) (ほ)

与成江向之地 寺分ル(と)

一 **金剛院**於吉田開基萩二而天和式年焼失

一 堀内**春日能社**者 元江向之古春日丹阿り 堀内へ御引せ被成 豊(の) (と) (あ)

國大明神御相殿与云 実者不知 此春日の社地者往古大宮八幡



之祠有之由 本社者大八幡也 古春日之地柳沢監物ニ被遣候得共  
恐々

故御断申出 堀内今の邸拜領被仰付候 此邸跡へ田中ニ有之候伊

豫八幡元和八年御建立也 伊与八幡者岩国徳山御寄附米有之

一本松江者地面之荒人御建立 其跡諸士邸ニ相成候由 此終来し

と世人申也 弥左門申やう土手高サ八間有之故左様相見候得共

### 【110・111頁】

押付土手折合候はば恰好よく可相成候也与云 後年ニ至り其通り

也 土手の竹指物竿矢竹火縄竹御植させ被成候 今ニ而も御弓

之者願出候へば矢竹御切せ候由

一 寛文十年嶋田淡路殿父子御預け毛利八郎左門邸住居 今井原

孫左門抱梨羽之筋角邸也 此邸ニ被居候由

一 徳山御還附享保元年之夏 同四年迄 徳山御子様方御預けも

榎本向之邸被成御座候 其後徳山御帰被成候由

一 時打太鼓者山口香積寺之太鼓ニ而 義弘と銘有之与云皮者

古羊之革与云

一 御本丸橋之外ニ有之松を有倉松と云 有倉三郎右門先祖法

### 【112・113頁】

法躰候而 此邸今之御武具方之後ニ有之与云 有倉者吉見家

之御城普請之節 日雇共割籠を掛置候得者枝撓み候由申伝

一 御本丸御門の板橋を俗ニ極楽橋与云不審也 実名幸橋与云 板橋

表ニ作事奉行井上源右門与有之 勸音橋云よし

一 四本松枝葉繁り其形見事成しか 寛保元酉ノ冬跡敷

大雪ニ而 枝打一本者枯堂る故 其後一本植次相成 只今之通

一 東御門之外南之方松植垣元文五年始る 軍学者数人被召出

御評儀之上出来与云

一 春日之後 梨羽へ廻り候処石橋有之 是を世俗三三年橋与云

此上ニ而躓く者三年之内ニ死す

### 【114・115頁】

一 南御門之外大下馬 寛延元戊辰年宗廣公御代建調被仰付棟

梁高原伝左工門

一 御城東之御門(より) 濱崎川島大橋通り南之御門迄廻り八拾九丁

五拾九間 但二里拾七丁也

一 明倫館者享保三戊年 吉元公御代御造立学頭小倉尚齊

一 目安箱延享三年七月廿四日出ル

一 片河之幅十四間有之 堀端家無之元和八年(より) 町家出来

其後元文四年山内縫殿職役之節堀を埋幅八間ニ出来川土

(より)

井手口(より) 水筋新堀江自是片河之釣道へ壁出来左右江土

手際迄町家有之其際海江流し出船往来相成候様濱辺(浜)

【116・117頁】

御蔵許大土橋を懸往来自由相成候事

一 萩町割始之時(たつみ) 辰巳之角無之様少し角違ニ積り出したり与云(と)

御城者東(東の誤か) 角を請 辰巳鬼門無之与云(と)

一 萩廻り田畠石高寛延四年末ノ夏 沖原ノ畔頭五郎左工門咄二八

千石与云 凡之事ニ而虚実者不知

一 当所を萩と申事者 今古萩与云所ニ人家阿り 今の田町通り

(より)

東南者皆泥ニ而芦原之水滞り也 田を緩那らし能道ニ那らし(ゆるやかに)

東北之方ニ当萩村与云 後惣名ニ萩と云より本之名所ニ

古萩与云也(と)

一 慶長年中水田之内江道出来則 慶安繩手与云 沼田の中ニ(すなわち)

【118・119頁】

新道被仰付候 亦中道是も田の中へ被仰付其後田町 唐樋町

出来候也 今唐樋町之橋をキツラウ橋与云 此処唐樋有之水通(と)

相成候を毛利市正当職之時 新道与而南北江田町へ通りハ(と)

田中出来候 其後新堀出来候由

一 萩を世人当嶋与云者川上水西北へ分連口之名越川嶋与云 夫(より)

両方之川内々地者川嶋の庄与云 固之萩ニ而之言葉ニ当嶋(と)

与云 萩者川内嶋也

一 往古只今之田町(より) 東西水溜り(たま) 二而道も敢(むじ) 二那支故(なせき) 二往還者

松本市(より) 上野道通り竜蔵寺の下より(船) 二而渡吉部原(より)

南明寺之下也 陳か原とも云 通小松江通大照院の下 玉江坂江通り申也 松本(より)

【注】敢二あえて。

【120・121頁】

遊行上人廻國之時道なり 松本(より) 萩江之道者只今松本橋

之東市際迄水入之澤二而 毛利隱岐殿職役之時 松巻長助

と而農人二開作被仰付 土手道を付今之橋之処江船渡し有

之 此処越今松巻開作与云(と) 今の橋八元禄十七卯年佐世

主殿職役之時出来 九月廿六日渡り初 椿大官司青山左京

祖 橋出来迄今樋ノ口有之処 栗屋與一右工門田中九郎右工門邸間(はじめ)

物通り舟渡あり 今二而も出火之節者間を明水取候事相成候由

一 御打入之時節 松本渡場櫻江渡場橋本口古萩口二物頭(より)

屋敷を被仰付候 是役邸也

一 松本渡場 梨木丁山中丁筋十日市御許町へ出口黒沢縄(より)

【122・123頁】

手与云者 黒沢丹次邸前通り也 今龍福寺之寺地也 是又佐世主殿役中

此所四方へ新道出来ル

一 松本新道者東光寺門前迄新道出来是者駕籠道与云(と)

一 松本橋之下 霧江迄之間半分者地方湯浅小右工門萩代(より)

官役霧江之方勝間田権右工門濱崎代官役之内調へ開作(巻)

二相成候

一 土原与云者松村開作之時 古川筋開作二成 新川筋之土を(と)

此所へ揚候二付 右之名を云 此処並木梨木有之 依之名トス(とす)

山中丁も北之詰二山中市中左工門住宅之故二名トス(とす)

一 唐樋町と橋本町之間者諸士邸也 元禄年中毛利市正

【124・125頁】

殿役中 町二成御許之町与云(と)

一 江向与云丁所之名也 往古萩与云者古萩之事也 夫南水溜り

之沢ニ而候故 萩の方江の向与云事也 亦地面与云是古き邸

相渡しニ有梨

一 橋本筋之川者往古者霧口螢火山之下南明寺下之水溜り

濁り淵小待江大照院下江流連出候 是越古川筋与云 此川堀

替被仰付開作ニ成元和八年此 見合せ都合人笠井孫兵衛依

之笠井開作与云也 大橋者寛永十六卯年成る 渡初メ山

口ノ大老横屋権左工門

一 濱崎御船倉並御船出来候者毛利宮内殿当職之節 毛利

【126・127頁】

市正殿役中迄ニ勝間田権右工門濱崎浦手代官役之時調之

一 新堀ニ松植付相成候者益田織部当職之時享保五子ノ年

一 御藏元之下濱崎迄濱道ニ松植相成候者浦圖書当職中

享保六年

一 橋本川北之方土手高く相成候者佐世主殿当職役中松本川筋

一向ニ土手被仰付候 元禄十五年同十七年大水ニ而川筋米屋

丁迄水上ケ候ニ付而之由

一 雜敷丁者大照院之下迄之新道者泰巖院様御逝去已後

御家中御寺参り之為ニ被仰付候 六丁縄手与云

一 渡り口与云名者松本江昔者此地船渡也 其後真中ニ洲

【128・129頁】

出来たり 其処土取場与成或者土原与云し也 其後中嶋与ナリ

追々家を作り右之故ニ土原与云也 土原之事前ニも出ル 何か正

説云不知

一 川嶋ニレンテイ橋八丁筋行詰ニ有之此辺ニ蓮貞与云尼有之 熊谷レ

町雜賀下り黒沢縄手皆人の名な梨

一 平安古吉見橋与云吉見氏之居宅此辺ニ有り 被打果たる古

跡也

一 清光寺筋塀者延享二年ニ始ル門も一同ニ出来 其已前者筋無之

一 市中其外名札を打初候者寛延二年十二月市中井之

処書置事者己前(より)有之

【注】宝永二年一七〇五。高山宝泉寺建立。

【1330・1331頁】

一 濱崎(浜)ニ御救米藏アリ 於勘(お)姫様之旧地也 宝永年中是を

米邸ニ被仰付 其節藏五つ一つ之長さ四間ニ廿間宛なり 藏毎ニ

米貳千石合而壹萬石入置候而御用心之為也 貞享之頃鉄炮

(一七〇四一八七七)

札之内ニ居候男女老少凡(およそ) 貳萬七千人与云 其後者人数も余

分増候与申事ニ候 此五つ之内貳つ者御藏元へ引コクリカ埒ニ

建調被仰付候

一 呉服町横丁絹織屋丁アリ 是者 吉就公御代御能衣裳

爰元ニ而織調被仰付御勝手之御吟味ニ而此処江上方(より)織人を

御招 萩之才幹者を手伝人ニし而織出せり 右之人上方へ帰り

依之此名アリ

【1332・1333頁】

一 長寿寺御内ニ古塔アリ題座ニ大文字ニ而熊谷入道法山与アリ

此塔元来唐船ニ有候 先年先太津ニ而船損し楫士海中ニ沈み

是をニ尊院へ取揚置 後榎本遠江所望ニ而庭ニ置然処 少々

作事(建築工事)有之 依而海辺へ捨置与也 熊谷入道法山淨味者此

寺檀那ニ而寄附ヌ嫡子忠右門与云者由井正雪ニ一味同心頭われ

罪せらる 此熊谷今之熊谷町ニ居 夫以来熊谷町与名を呼也

一 江向筋溝郷之通りニ石之小橋高ク相成船之往来有之様ニ

相成候事延享二年ニ始ル 宝永之頃秀兵院之辺石橋ニ(と)

(一七四五)

(一七〇四一七〇)

桂河某馬蹶き落馬ニ而即死 夫道之石橋□□□節□

キ□力能候由ニ而 改メ候処又高ク相成 尤(お) 其節者船往来無之

【1334・1335頁】

一 古川筋を今の橋本川筋ニ堀替之趣意書上下二川在而 防キ

之時分手前之用ニ不立 向之用ニ立与云也 堀内者今の堀内

市纜 地高ク有之 惣躰者大沼也し与云 他国ニ者萩沼之城

与云 川筋新ニ出来せしか 其頃敵受之事(より)始ル

一 柳瀬与云処者鮎をとて秋中昔者梁を懸候内梁瀬与云(と)

説アリ 古老之物語ニ中津江之方川縁細並川柳阿(あ)る也

依之柳瀬与云(と)なり

一 田中一本松 往古地面ニ享徳寺能守護荒神有之を一本(の)

松江御曳被成候 此一本松之処伊豫八御建立候を此八幡古(よ)

春日江被成御引候 其跡へ荒神御移被成候也 荒神宮造宮

【1369・1377頁】

之事者益田織部当職時也 往古者松一本有之 小キ雀堂有也

一 片河町者御堀之上ニ掛造り被仰付 其節者一方者堀ニ而片

が輪計町ニ而有之候故云 後掛造り被仰付候 門通り者橋有

候由 是を土橋ニ相成り北之惣門之北之方

者と打込候故築留ニ相成ル由

一 萩五社与云者宮崎八幡宮・椿八幡宮・日吉権現・南明寺・春日

伊豫也

一 御城内稻荷社宝曆七丑年江戸麻布百姓町勤明院(より)

萩之地江御引せ被成候 重就公御氏神故也

一 弘法寺馬場者明和二酉年出来(深野町之誤り也 1785)

【注】 榿と・きぎれ・はたごお。

【1388・1396頁】

一 弘法寺馬場出来借馬場始る 宝曆十一巳年1766

一 往古者罪人を磔(はりつけ) ニせし処者唐樋札場 後新道之行詰

北之方池田杯有之(なと) 尚北之方少し地高二而廻りニも二方竹

藪(やぶ)アリ 此処今之粟屋主殿邸(あむ)

紹 榿音植有之処与云(と)

一 上牢者野山清右工門邸 下牢者岩倉孫兵衛邸也孫兵衛事(より)

心乱ニ而野山清右工門宅へ切入手負死人数多有之 両家没

収被仰 付其後邸を獄屋ニ被仰付候 野山江岩倉切入之節

渡ル邸二居候 木梨金十郎隣家令騒動候 野山方(より)男女

共二頼む与聲を掛候故 金十郎門へ廻り候得共 最早物頭  
其外出勤二而搦居入事不叶 依之間之垣を越野山方江罷

【注】 スゲ(菅) 〓かやつりぐさ。

【140・141頁】

越犯人岩倉孫兵衛仕留候 金十郎手際二而候得共 隣家之

垣越(を)越参候段御法度を背候故 金十郎一応断絶二而三日

程立候而 知行本之通被立下 左候而御称美有之候由

一 南二有之茶臼山大内家之臣岩成豊後城跡与云 頂上

松一本有候 御打入已後格好之為二祖式宇兵衛植置与云 荒

(より) 北東之方二陣原与云処アリ 是二而東分小畑村(今之城のこし) 松倉

伊賀守与合戦之処を云也

一 小畑雅楽殿川近年川筋違アル与云へ共其名アリ 白山之社人

矢吹雅楽与云者日々社参之時 此川二而垢離(こり)をかきし処也 是

(より) 雅楽殿川与云 此処墳と前二云 松倉伊賀守塚同処ニアリ

【142・143頁】

一 越(越)ゲ濱往古者殊之外深山二而ケヤキ杯沢山二有之 甚景地(樺)

好処二而勝間田権右門濱崎代官役中御茶屋を建し与云

一 椿村八幡之社頭二祇園之小祠アリ是者八幡勧請以前(より)

有之一国一社之祇園之社頭也 社同國天津郡瀬戸崎二

移スト也 其跡へ川上條(すじ) 梶原平藏景時が勧請したる

八幡有之 御打入之節此処江移し古祇園之小社有之越(を)

取立近年参詣有候に享保丑年(より) 八幡之馬場末へ仮(こし)

之殿を調 六月七日 十四日迄御輿を仮殿二御幸して

祭越始ル也 此年(より) 祐巖院様御逝去二依而 御中陰過て

六月十一日(より) 神輿御幸越なして 同十七日迄祭也

【144・145頁】

但此八幡之鳥井 昔 木二而八幡之社之床之下二建

迄を此年 石二被仰付馬場末二 吉元公御建立也

一 萩処二古キ名所有之左之通

吉川邸之後を花の江と云 御蔵許 飯田丁之下迄 松ノ江ト云

深之町後を藤ヶ江与云 今魚店下 (より) 濱崎迄阿狐ヶ浜与云

古萩新丁を萩ヶ江与云 松本市を花園江与云

同処薬師堂 花園山 廣蔵寺 大照院山を御影与云

同御霊屋之上を櫻ヶ嶽与云 櫻江栗屋右近下屋敷を和泉式部之

(ひっせん) 筆洗池与云なり

此外色々風流の名在と云へども由来不分明故略す (ゆらい)

【注】 筆洗 ふであらひ。

【146・147頁】

一 伊豫八幡宮者伊豫国新居郡金子村 元就公四国与州河北

原御加勢と (た) 御合戦之時 此神社放火也 神主火中へ飛入死せり

其後怪事有之 元就公再び其濱江祠宇を構へ崇敬 (浜)

有之 輝元公御打入後御勸請元和六年四月天野伯耆守

諺伶守り来る煮利法師看英迂公大官司青山市之助を以 (げんれい) (かん)

与州へ被仰遣 秀就公江戸麻布へも御勸請 竹良霊社寛

文八年社司河野修理吉田江到り 霊印の箱請取 八月三日

此処へ移す

但竹良霊社を伊与之神主与云 (と)

一 古春日薬師堂春日者今之地江被成御引せ 薬師者残る 依之

【148・149頁】

古春日之名アリ 文明年中大内家継目寄附状有之

一 護国山東光寺 吉就公御建立東光禅寺大文字の額越 (を)

吉就公御筆也 厚狭郡の松善寺に東光寺与云古跡アリ 此 (と)

寺の本尊百済国 (より) 来ル与云薬師也 禅宗の本尊者釈迦故 (と)

薬師者別ニ安置也 開闢 元禄四辛未二月 開山惠極和尚 元 (ひやく)

禄五申五月請招 惠極者隠元弟子也 元禄七甲戌八月黄壁



山江被伝達 高泉和尚住職之内ニ被定也 惠極者柳沢新右工門

宗叔小田瀬兵衛と云者之子也 此瀬兵衛事主人新右工門江対し

不謂義有之 知行所ニ而死罪ニ行ふ 時ニ幼少之男子阿リ瀬兵衛

子(と)与云に依而拾五歳ニ足り候はば於領分斬首(と)与云筈之処岩佐某

【150・151頁】

所望ニ而 此子を僧与ス 後惠極与云 東光寺開山也

【152・153頁】

長門名所歌

長門にも赤間ケ関(かた)に宇津井潟 豊浦赤の(かた)に波嶋

但赤間ケ関(と)与云者下之関赤(わか)の和布刈之事也 浦嶋者

沖津平津也 沖津に者満珠平津に者干珠を収め玉ふ

夫 已来者此嶋を干珠満珠与云赤馬関門司関古者

五百檀の辺長門地に続き堂ル所也 神功皇后異

國御退治已来海流通与云依之門司関今八豊

前也一里の海上汐相漲処也和布刈に者今も毎年

十二月晦日夜半社人海底ニ入和布刈て神献ス

境内々豊浦の宮に築古免て豊浦の宮の豊かれよかし

但長府に一ノ宮二ノ宮与而崇め奉る仲哀天皇神功皇后也

【154・155頁】

墓なしや心盡しに年を経てい川(と)ともしらぬ阿武の松原経房

陸奥の思(し)ひ信夫(のぎ)に有那がら心にかかる阿武の松者(ま)ら長宗

長門なる阿武の松原(ま)柚木(のき)とる唐人(ていじん)もすき免(め)さり(り)け梨

長門なる阿武の松原(ま)搔(か)分て指月の月者何となるらん

但指月(と)与者今の御城山也多羅寺椿村二有永福寺也

此寺下之(と)むら多羅寺与云

長門なる三位の浦や二位が浜一位が嶽を登りてそ行

但三見(と)与云者誤なり二位が浜飯井之事か一位が嶽俵山也

奈古の浦に釣する海士のいさり火を靜の浦人星かとそ見る見

但志津の浦通(かよ)が浦の事

【156・157頁】

向津の奥の入江のさざ波(著)ハ海苔(著)ハく海土ヤ袖ぬれそ濡ける 人丸

但此歌によりて浄土宗人丸寺あり

勅堤越(三)し豊浦の宮に築古免(一)(二)(三)て世々越経(三)ぬれて水洩(三)さし

今夜と溜りぬ阿武の松原(一)(二)  
尋季(一)(二)

尋輔(一)(二)

春秋の雲井の雁(かり)も止メ得ぬ詮玉章の門司の関守り

是(より)門司関往古長門路に續たる故ニ長門の歌ニ入

硯(より)きる前の細みち日の暮て□すし出船す門司の関守

旅人の心盡しの送那禮や往来許さぬ門司の関守

恋すてふ門司の関守幾度か尋ね来ぬらん心盡しに

防州同

【158・159頁】

四本こそ植徒(三)るものを生添(そそ)て鞠府(まり)の浦の松の村立

但鞠府之浦者三田尻幸山海辺也此処に櫻御頭連尊

氏の御陳処阿り豊後石与云名石大友(より)送り給(たま)ふに今

松原之内に有之也此歌 天満宮の御詠歌と云又尊

氏の歌とも云泉式部とも云勝間の浦与云岸津の事也(と)

琳聖天子始而日本へ渡海の時御船此処へ着与云多々(と)

羅郷与者国衛牟禮之辺与云岸津の事か(と)

周防なる黒髪(かみ)山の噂を者櫛の浜ニ而鎮(しずむ)や初けん

室積や□を通る船な禮ハ物を思ふか漕てこそゆく

周防なる岩国山を越行ハ祈よしそよ荒きとの神

【注】琳聖天子ニ琳聖太子の誤記。

【160・161頁】

草枕旅行人を祝(本ノママ) 鳶(とら) 幾代ふるまで祝ひ来ぬらん

いつこと只の人と思ひし安波嶋(あは)をよ所(ところ)にや云ん逢よしをなし

築志路のかたの大嶋暫らくも三柀ハ恋しき妹置て来ぬ

鞠府(まり)心盡しへ行人ハ右田か嶽(たけ)といいや初けん(より)

周防なるきびが丸山過行ハ秋の風古そ身にそ染け梨(り)

但安藝(あき)の風秋風両義を兼堂梨と云(り)

長門に者赤馬ガ関に宇津井(うづい)湯豊浦有け梨時のうら風

此歌を以て宝永四亥ノ二月廿五日御城内天神社の御連

歌御發句御代句仕り

阿部信貞

名も志るや世者春に阿ふときの浦

【162・193頁】

如此仕候也但最初に書附し歌ニ而下ノ句少違たり阿り

本説(と)与云事(ず)を志ら須(す)又時の浦之事今の御蔵元有之

処(と)の由也此も得の浦と云たりとも云往古彼処を得か

江と云孰か正説不分明西行の歌と云左ニ記ス

来て見れハ阿武の松原小夜更(よ)て指月の山に残る月かけ

一 長州阿武郡石見境見坂(と)与云坂有之其所に大田云所有之

大の宮根本邊の字也子細者和泉式部弥富(と)与云処ニ而子の式部ニ

安産なり其節むく路しの木越杖ニ突玉ふ誕生の処に

建置玉ふ此子無事に成人せば此木根を卸し榮遍し此子成人

ならずんば此木朽んと深く誓願あり右の子を此処の途中捨置

【164・195頁】

旅行也(たひ)処の老人此子を拾ひ育三年ニ当ル年又和泉式部此処へ

来り見られけ禮(れ)ば右の木根を卸し榮へける見て扱(あつか)ゝ我子も

子細なし盛人成べしと思ける処にいづくも(な)那く老人子を

抱来り汝が子也とて捨置老人者行方不知成にけ梨此子逢

初メ玉ふ処也と云古事にも見坂逢坂と云と也 式部此子を受取

抱ける時

山里は寝ら禮(れ)さ里け梨夜もすがら松吹風に驚かされて

子の式部懷(ふと)の中より返歌

山里盤寝(は)らる禮(れ)ば祐旅人の松吹風に驚かさ類禮

一 長州大津郡日置村八幡宮神歌西行修行之時西之八幡へ参

【166・197頁】

詣しけ禮(れ)ば老人津く　と居玉ふにより是より能道志る(の)べせよ

と有け禮(れ)ば老人

教ても教の道にい多らじは　吾身たにさへ迷ふ(まよふ)此世に

此歌をよみ失ぬる也扱者神歌にてや阿らんと西行拝禮し玉ふと云

一 同國大津郡三隅村八幡の前を通りけるに老人杖突立居

たり是も道志るべを問け禮者老人相笑ひ居たり其時西行

空蟬(うつせみ)のもぬけのからに物とへ者志らぬ闇路の道も教へ寿(す)

老人尚打笑ひて

空蟬(うつせみ)のもぬけのからが惣問(もとの)へば志らぬ闇路の道も教へ寿(す)

と讀れてぬ是も八幡の御神歌にて西行に高慢の心を押へ

【1688・1696頁】

玉ふ成べしにとかと一字の祢点奇妙な梨

一 此八幡の門前道端に大石阿り是者蒲御曹司範頼の塚と云

往古長門国源氏領地二而三隅の八幡へ深く願を掛玉ふ討

死の時家臣に伝て思ふ子細阿り戸者何国に土と成とも魂ハ

長門國三隅の八幡の社頭に止る也汝者吾首を隠し西国へ持

下り彼八幡の前にて頻りに重く成べし其処に置塚の印

を石にて置へし夫(こ)其前道を蒲繩手と云な梨(り)

一 周防國久我郡柏崎与藝州との境に小瀬川の閑(しきり)昔より

論有処也然に平清盛詩歌有之二依(よ)て周防の地と成け里(り)

柏崎流連て遠き汐路まで玖瓊(いづ)の浦半に帰る夕波

【170・171頁】

一首詠吟得不窮　清盛声價及西東

藝陽分地止論口　柏寄元來玖娥中

一 周防國小郡土生の浦に古より和泉式部の塚あり新

田出来候時支りに成とて取除候事其地喜工門と云百姓支配なり

彼者妻俄に口走り申け類(る)ハ此処に吾塚阿る越取除候事不謂事也

元のごとく置可申無左ハ取殺んと云喜工門驚記名主役人に右

之躰をみ勢本のごとく塚を立しにや其時右の女詠歌

宇津(うづ)つ成跡(なる)の印(しるし)しハ詮(そなわ)に只回れしなから有てしもか那

一 長州先大津郡俵山に狗拘留孫山国護院勤禪寺与云俗ニヲ  
グケト云

出湯有り

【注】 拘留孫ニ狗留孫の誤記。

【172・173頁】

一 長門国式内之神五社東郊座右記に載有之に付爰(こゝ)に略ス

【174・175頁】

弘化二甲辰之仲秋 於は霸城官

舎寫之

主致和藏書

【注】 甲辰ニ弘化二年は乙巳。甲辰は弘化元年。どちらかの誤記

以上